

令和7年4月14日

保護者 様

習志野市立大久保東小学校
校長 山下 欣宏

大久保東小学校の放課後の校庭開放等について

万緑の候、保護者の皆様には、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では子供たちの安全を第一に考え、放課後の校庭の使用に関し、以下の内容について保護者の皆様に御協力をいただいております。

つきましては、改めてお知らせいたしますので、趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 校庭の開放について

本校の校庭は、基本的に開放しません。

(理由)

- 校内には教職員がいても、校庭の様子を見てもらえないため
- 敷地内は、見えにくいところもあり、危険であるため
- 開放することにより、不審者等が校庭に入る可能性があるため
- 放課後に怪我、金銭や貴重品の紛失等が発生しても責任はとれないため

2 校庭の使用について

保護者等が付き添って使用する場合は、許可します。その際は、以下の内容を守ってください。

- (1) 時間は原則、平日の放課後「午後4時30分まで」とします。
- (2) 土日祝日及び学校閉庁日は使用できません(学校体育施設開放団体は除く)。
- (3) 使用時は、必ず事務室に来て許可を得てください。
- (4) 本校関係者以外の校庭使用は認めません。
- (5) 学校備品は使用できません。
- (6) 放課後子供教室及び放課後児童会が校庭で活動を行っている場合は、活動の妨げにならないようお願いします。

【問い合わせ先】
習志野市立大久保東小学校
教頭 田畑 弘義
TEL : 047-477-8181